

10 令和7年分確定申告、令和8年度市民税・県民税申告相談 2月16日(月)～3月16日(月)

令和7年分確定申告、令和8年度市民税・県民税申告相談は、インターネットまたは電話での予約制です。詳しくは市HPまたは広報たはら1月号をご確認ください。

1 インターネットで予約 (3月15日(日)まで)



▲予約専用サイト

2 電話で予約 (3月13日(金)まで)

午前9時～午後4時30分 ※土日祝除く

▶税務課 ☎23-3509



▲市HP

※会場都合により、2月2日から2月13日までの還付申告期間の会場が**田原市役所 南庁舎6階 601会議室**に変更になりました。ご来場の際は、会場をお間違えないようにご注意ください。

申告に必要なもの ※内容によっては、下記以外の書類が必要な場合があります。

- 確定申告のお知らせ
ハガキ(届いた方)
- 前年の申告書の控え
- マイナンバーカード
- 本人名義口座番号が分かるもの(預金通帳など)



※お持ちでない方はマイナンバーを確認できる書類および運転免許証など身元確認ができるもの



- 筆記用具
 - 利用者識別番号などが分かる書類(※)
- ※電子申告をしたことがある方のみ

所得確認に必要なもの

- 給与、公的年金の源泉徴収票(年金支払通知書は不可)
 - 収支内訳書(営業・農業・不動産収入のある方)など
- ※収支内訳書は必ず事前作成してください。作成されていない場合は申告の作成ができません。
様式は国税庁HPまたは税務課、渥美支所、赤羽根市民センターで取得できます。

各種控除の申告に必要なもの

- 医療費控除の明細書(医療費控除を申告する方)
※医療費控除の明細書は必ず事前作成してください。作成されていない場合は申告の作成ができません。
様式は国税庁HPまたは税務課、渥美支所、赤羽根市民センターで取得できます。
- 障害者手帳(障害者控除を申告する方)
- 保険料控除証明書(社会保険料・生命保険料・地震保険料控除を申告する方)
- 寄附した団体の受領書(ふるさと納税などの寄附金控除を申告する方) など

介護保険の認定を受けた方の介護保険に関わる控除

おむつ代にかかる医療費控除

医師の発行する「おむつ使用証明書」があれば、おむつ代は医療費控除の対象となります。また、主治医意見書の写しなどで要件を満たしていることが確認できる場合は、高齢福祉課(東三河広域連合田原窓口)で証明書の交付ができます。

障害者控除

令和8年1月下旬頃に、障害者控除の対象となる方に「認定書」を送付しています。
※令和7年中に亡くなられた方の分については、確定申告前に、高齢福祉課に申請が必要です。

※証明書・認定書の発行に関する手続きなど、詳しくはお問い合わせください。 ▶ 高齢福祉課 ☎23-3217

【お詫び】

広報たはら1月号13ページで確定申告のインターネット予約QRコードを掲載しましたが、つながらない不具合がありました。ご迷惑をおかけしましたことを、お詫び申し上げます。